

## 介護予防・日常生活支援総合事業の 算定構造

- 1 訪問型サービス費(みなし)
- 2 訪問型サービス費(独自)
- 3 訪問型サービス費(独自/定率)
- 4 訪問型サービス費(独自/定額)
- 5 通所型サービス費(みなし)
- 6 通所型サービス費(独自)
- 7 通所型サービス費(独自/定率)
- 8 通所型サービス費(独自/定額)
- 9 その他生活支援サービス費(配食/定率)
- 10 その他生活支援サービス費(配食/定額)
- 11 その他生活支援サービス費(見守り/定率)
- 12 その他生活支援サービス費(見守り/定額)
- 13 その他生活支援サービス費(その他/定率)
- 14 その他生活支援サービス費(その他/定額)
- 15 介護予防ケアマネジメント費

# 1 訪問型サービス費(みなし)

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(みなし)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき 1,168単位、1日につき 38単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型サービス費(みなし)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき 2,335単位、1日につき 77単位)					
ハ 訪問型サービス費(みなし)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき 3,704単位、1日につき 122単位)					
ニ 訪問型サービス費(みなし)(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1回につき 266単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					
ホ 訪問型サービス費(みなし)(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1回につき 270単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					
ヘ 訪問型サービス費(みなし)(VI)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1回につき 285単位) ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合					
ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス (1回につき 165単位) ※1月につき22回まで算定可能					
チ 初回加算 (1月につき +200単位)						
リ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×86/1000) (2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×48/1000) (3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100) (4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)					注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

⋯ : 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]  
1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100
●単位	⇒	市町村が定める単位数

## 2 訪問型サービス費(独自)

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき ●単位、1日につき ●単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき ●単位、1日につき ●単位)					
ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき ●単位、1日につき ●単位)					
ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき ●単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					
ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき ●単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					
ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき ●単位) ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合					
ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス (1回につき ●単位) ※1月につき22回まで算定可能					
チ 初回加算	(1月につき +●単位)					
リ 生活機能向上連携加算	(1月につき +●単位)					
ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×86/1000) (2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×48/1000) (3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100) (4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計				

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

⋯ : 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●単位 : 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、訪問型サービス(みなし)と同じとする。

## 3 訪問型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

## 4 訪問型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

## 5 通所型サービス費(みなし)

基本部分		注		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 (1月につき1,647単位、1日につき54単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき3,377単位、1日につき111単位)					-752単位
	事業対象者・要支援1 (1回につき 378単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					-376単位
	事業対象者・要支援2 (1回につき 389単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)				
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算)				
		事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	事業対象者・要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×22/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)					

：支給限度額管理の対象の算定

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 6 通所型サービス費(独自)

基本部分		注		注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (1月につき ●単位、1日につき ●単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき ●単位、1日につき ●単位)					-752単位
	事業対象者・要支援1 (1回につき ●単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					-376単位
	事業対象者・要支援2 (1回につき ●単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき ●単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき ●単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき ●単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき ●単位を加算)						
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき ●単位を加算)				
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき ●単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ●単位を加算)				
ト 事業所評価加算 (1月につき ●単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1 (1月につき ●単位を加算)				
		事業対象者・要支援2 (1月につき ●単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1 (1月につき ●単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援2 (1月につき ●単位を加算)				
	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×40/1000)			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計		
(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×22/1000)						
(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100)						
(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)						

：支給限度額管理の対象の算定

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●単位 : 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、通所型サービス(みなし)と同じとする。

## 7 通所型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

## 8 通所型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

9 その他の生活支援サービス費(配食/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10 その他の生活支援サービス費(配食/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11 その他の生活支援サービス費(見守り/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12 その他の生活支援サービス費(見守り/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13 その他の生活支援サービス費(その他/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

14 その他の生活支援サービス費(その他/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

15 介護予防ケアマネジメント費

対象者は、要支援1・2とする。

基本部分	
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき)	
	(●単位)
ロ 初回加算	(+●単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+●単位)

- 単位 : 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、以下のとおりとする。
- イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位
  - ロ 初回加算 300単位
  - ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位